

千葉県4か月児健康診査事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乳児の健康の保持及び増進を図るために実施する4か月児健康診査に必要な事項を定めたものとする。

(対象者)

第2条 4か月児健康診査を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する満4か月を超え満6か月に達しない者とする。

(対象者の通知)

第3条 市長は乳児が4か月児健康診査の対象となったときは、健康診査の目的、場所、その他必要な事項について対象者の保護者（以下「保護者」という。）に通知するものとする。

(健康診査の種類)

第4条 4か月児健康診査の種類は、一般健康診査及び精密健康診査とする。

(一般健康診査の実施方法)

第5条 一般健康診査は、医師、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士等により、集団診査の方法により実施するものとする。

2 一般健康診査の内容は次のとおりとする。

- (1) 問診、診察（神経発達等）
- (2) 保健指導
- (3) 身体計測
- (4) BCG接種
- (5) アレルギー相談

3 市長は、一般健康診査の実施に際しては、あらかじめ、対象者の健康状態を把握するため、4か月児健康診査票（様式第1号）を保護者に送付するものとする。

(一般健康診査の受診)

第6条 保護者は、対象者が一般健康診査を受けようとするときは、4か月児健康診査票（様式第1号）を提出するとともに、母子健康手帳を持参し、診査を受けるものとする。

(精密健康診査)

第7条 市長は、一般健康診査の結果、より専門的な判断又は判定を必要とすると認められる者（以下「精密健康診査対象者」という。）に対し、精密健康診査を実施するものとする。

2 精密健康診査の範囲は、精密健康診査対象者の診断確定に必要な検査等で、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第76条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定

める「診療報酬の算定方法」に掲げる範囲内のものとする。ただし、入院を必要とするものは除く。

(精密健康診査の実施方法)

第8条 精密健康診査は、次の各号に定める医療機関（以下「精密健康診査実施医療機関」という。）において、個別診査の方法により実施するものとする。

- (1) 両市立病院
- (2) 千葉市療育センター及び千葉市桜木園
- (3) 市と委託契約をした医療機関
- (4) 医師会から推薦された医療機関

2 市長は、精密健康診査対象者の保護者に対し、「4か月児精密健康診査受診票」（様式第2号）を交付するものとする。

(精密健康診査の受診)

第9条 精密健康診査対象者の保護者は、精密健康診査対象者が精密健康診査を受けようとするときは、「4か月児精密健康診査受診票」（様式第2号）を精密健康診査実施医療機関に提出し、診査を受けるものとする。

(事後指導等)

第10条 市長は、前条の規定により精密健康診査を受けた者について、診査の結果必要があると認める者については、保健師等により事後指導を行うものとする。この場合において、市長は、精密健康診査実施医療機関と連携をとり、円滑に実施できるよう配慮するものとする。

2 市長は、精密健康診査の結果、医療を受ける必要があると認める者については円滑に医療を受けられるよう各種医療給付制度等について助言を行うとともに、必要に応じて訪問指導を行うものとする。

(精密健康診査費用の請求等)

第11条 精密健康診査実施医療機関が精密健康診査を行ったときは、当該精密健康診査に要した費用を、「4か月児精密健康診査料請求書」（様式第3号）に、「4か月児精密健康診査受診票」（様式第2号（乙）（丙））を添付して、市長に請求するものとする。

2 前項の規定により請求できる費用は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める「診療報酬の算定方法」により算定した額から、保険者が負担すべき額を控除した額とする。

(精密健康診査の費用の支払い)

第12条 市長は、前条第1項の規定による精密健康診査に要した費用の請求があったときは、その内容を診査し適当と認めたときは、速やかに当該費用を精密健康診査実施医療機関に支払うものとする。

(精密健康診査の交付状況の把握)

第13条 市長は、「4か月児精密健康診査受診票交付台帳」(様式第4号)を備え、その交付状況を明らかにしておくものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、4か月児健康診査の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9年 8月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の改正前の要綱により定める様式で現に存する用紙については、なお当分の間、改正後の様式によるものとみなして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 8月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 1月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。